

感染症対策に関する指針

訪問看護ステーションOhana合同会社

第1条 目的・感染症に関する基本的な考え方

本指針は、利用者及び職員を感染症の危険から守り、安全で質の高いサービスを提供することを目的として、感染症の予防及び感染拡大防止の対応に関する基本的な考え方と体制を定めるものである。

第2条 基本方針

1. 標準予防策（スタンダードプリコーション）を基本とし、利用者の療養環境や個々の状態に応じた感染対策を実施する。
2. 職員に対して感染対策に関する教育及び研修を定期的に行い、知識・技術の向上を図る。
3. 感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時には迅速かつ適切に対応し、感染の拡大を防止する。
4. 利用者及びその家族に対し、感染対策に関する必要な情報を提供し、理解と協力を得る。
5. 他の訪問看護ステーション、医療機関、介護保険施設等と連携し、地域全体の感染対策の向上に努める。

第3条 感染症対策委員会の基本方針

訪問先・事業所内の感染症（食中毒含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。

1. 委員会のメンバーは管理者が2～3名選出する。
2. 感染症対策委員会の責務
 - ・ 委員会は6ヶ月に1回以上開催する。また感染症発生時には必要に応じて随時開催する。
 - ・ 事業所内の感染対策の方針・計画を定める。
 - ・ 感染対策指針及びマニュアルの整備・見直しを実施する。
 - ・ 感染予防に関する決定事項や具体的対策を事業所全体に周知する。
 - ・ 事業所内での感染対策の実施状況を把握する。
 - ・ 利用者や職員の健康状態を把握する。
 - ・ 感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策及び拡大防止の指揮をとる。

第4条 職員研修に関する基本方針

感染症対策の基本的な考え方及び具体的な対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。

1. 全職員を対象に年2回以上かつ、新規採用時には感染対策における基本知識研修を実施する。
2. 研修の内容は、感染症対策の基本的内容等の確認、指針に基づいた衛生管理の徹底やケアの励行を行うものとする。
3. 研修の実施内容（開催日時、参加者、内容等）は記録し、保管する。

第5条 訓練の実施

1. 平常時から実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を年1回以上実施する。
2. 訓練においては感染症発生時に迅速に行動できるよう発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をした上での演習などを実施する。

第6条 標準予防策

全ての利用者に対し、血液、体液、分泌物、排泄物、損傷した皮膚・粘膜を感染の可能性のあるものとして取り扱い、次の対策を徹底する。

- ・ 訪問前後及びケアの前後における適切な手指衛生（手洗い・手指消毒）の実施
- ・ ケア内容に応じた個人防護具（手袋、マスク、エプロン・ガウン、ゴーグル等）の適切な選択と着脱
- ・ 使用した医療材料・器具の適切な取扱い、消毒及び廃棄
- ・ 鋭利器材（針等）の安全な取扱いと廃棄（リキャップ禁止等）
- ・ 訪問バッグ及び携行物品の清潔管理

第7条 感染経路別予防策

感染症の種類や感染経路に応じ、標準予防策に加え、接触予防策、飛沫予防策、空気予防策等を組み合わせて実施する。詳細な手順は別に定める「感染対策マニュアル」による。

第8条 訪問時における感染対策

1. 訪問前に、職員自身の体調（発熱、咳、下痢等の症状の有無）を確認し、症状がある場合は速やかに管理者へ報告する。
2. 利用者の療養環境（自宅、施設等）の特性を踏まえ、必要な感染対策物品を携行する。
3. 複数の利用者を訪問する場合は、感染リスクの高い利用者への訪問順序等に配慮する。
4. 同一建物内で複数の利用者を訪問する場合であっても、利用者ごとに手指衛生及び防護具の交換等、個別の感染対策を徹底する。

第9条 感染症発生時（利用者）の対応に関する基本指針

1. 利用者に感染症の発生又はその疑いが認められた場合、速やかに主治医へ報告し、指示を仰ぐとともに、管理者及び感染対策担当者へ報告する。
2. 必要に応じて、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所等の関係者と情報を共有し、連携して対応する。
3. 感染症の種類に応じた感染経路別予防策を実施し、感染の拡大防止に努める。

第10条 感染症発生時（職員）の対応に関する基本指針

1. 職員に感染症の発症又はその疑いが認められた場合、直ちに管理者に報告し、指示があるまで訪問業務を停止する。

2. 管理者は、当該職員の訪問先の利用者への影響を確認し、必要な対応（訪問者の変更等）を行う。

3. 事業所で感染症が発生した時は、委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案・対策を実施する。その内容及び対策について、感染症対策委員会及び全職員に周知する。

第11条 血液・体液曝露時の対応

1. 針刺し、切創又は血液・体液の粘膜・損傷皮膚への曝露が発生した場合、直ちに流水と石けんによる洗浄（粘膜曝露の場合は多量の流水による洗浄）を行う。

2. 速やかに管理者へ報告するとともに、必要に応じて医療機関を受診し、感染症検査及び予防措置について指示を受ける。

3. 発生状況を記録し、再発防止策を検討する。

第12条 感染症発生時の報告

感染症又は食中毒が疑われる事例が発生し、一定数以上の感染者・死亡者が発生した場合等、関係法令及び行政の定める基準に該当するときは、速やかに市区町村等の関係機関へ報告する。

第13条 職員の健康管理等

1. 平常時より健康管理に留意し、職員が感染症を疑う症状を呈した場合には、速やかに医療機関を受診し医師の指示に従う。

2. 非常勤職員を含めたすべての職員が年1回健康診断を受診する。

3. 職員は可能な限り予防接種を受け、感染症への罹患を予防し、感染症の媒介者のならないよう留意する。

第14条 利用者・家族への情報提供

1. 利用者及びその家族に対し、当ステーションの感染対策の取組について説明し、理解を得る。

2. 利用者又は家族が感染症に罹患している場合には、事前に情報提供を依頼し、訪問時の対応に活用する。

3. 本指針は、利用者及び家族からの求めに応じて閲覧に供する。

第15条 環境衛生管理

- ・ 事務所内の清掃、換気及び消毒を定期的実施する
- ・ 訪問バッグ、車両、共用物品等の清潔保持及び定期的な消毒を行う
- ・ 医療廃棄物は関係法令に基づき適切に分別・保管・処理する

第16条 記録の整備及び保管

感染対策委員会の議事録、研修の実施記録、感染症発生時の対応記録等は文書として整備し、適切に保管する。

第17条 マニュアルとの関係

本指針に基づく具体的な手順については、別途「感染対策マニュアル」に定める。
感染症対策マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的な見直し、改定を行う。

第18条 指針の見直し

本指針は、関連法令の改正、感染症の発生状況、社会情勢の変化等を踏まえ、少なくとも年1回見直しを行うほか、必要が生じた都度改訂する。

【附則】

この指針は令和5年12月1日より施行する。